

BSE問題に関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告)  
消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について(平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会議)  
リスクコミュニケーション  
・食品の安全性に関する情報の公開  
・消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保

## 食品衛生法等の一部を改正する法律

### 1. 基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取

厚生労働大臣は規格・基準の策定等において、  
都道府県知事等は監視指導計画の策定等において、  
必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

### 2. 国民・住民からの定期的な意見聴取

厚生労働大臣及び都道府県知事等は、  
食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、  
当該施策について広く国民又は住民の意見を  
求めなければならない。



## 意見交換会（H15年度開催スケジュール）

月	内容
月	地方自治体への説明会 講演(日本食品微生物協会、フード連合、日本食品衛生協会、食品科学広報センター)
月	食の安全に係る改正法の施行に向けて～意見交換会～(東京、神戸) 講演(大阪商工会議所、日本食品産業センター、東北厚生局、関東農政局、全国発酵乳乳酸菌飲料協会)
月	講演(日本食品衛生協会、公明党神奈川県本部女性委員会)
月	意見交換会(金沢)
月	食品の安全に関するシンポジウム(2都市で開催)
月	意見交換会(2都市で開催) 食品安全総合研究シンポジウム(仮称)
月	意見交換会(2都市で開催) 食品安全総合研究シンポジウム(仮称)
月	
月	食品衛生協会共催の意見交換会
月	

斜体・明朝は講演依頼によるもの

## その他の取組

### ホームページの刷新

デザインを見直すとともに、消費者向け・事業者向け情報の充実など、より見やすく、分かりやすいホームページへバージョンアップ



### 政府広報による情報発信

ニッポンNOW(9月1日発行)

「安全・安心な食生活へ」をテーマに改正食品衛生法について紹介されました。

日本テレビ「新ニッポン探検隊」(9月7日放送)

「食の安全と安心」をテーマとして、輸入食品の検査が行われる神戸検疫所での活動や関係者との意見交換会が紹介されました。

(第11条第3項関係)

公布後3年以内実施

### 現行の規制

#### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

229農薬、26動物用医薬品等に残留基準を設定



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの



農薬等が残留していても基本的に流通の規制はない

### 【ポジティブリスト制への移行後】

#### 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められているもの

ポジティブリスト制の施行までに、現行法第7条第1項に基づき、農薬取締法に基づく基準、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的な基準を設定



登録等と同時の残留基準設定など、残留基準設定の促進



残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

食品の成分に係る規格(残留基準)が定められていないもの

人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示



一定量を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止

厚生労働大臣が指定する物質

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものを告示(特定農薬等)



ポジティブリスト制の対象外

## 添加物の指定制度

化学合成品のみ 天然添加物にも拡大  
(平成7年の食品衛生法改正)

## 既存添加物(489品目)名簿

〔平成7年に使用されていた  
天然添加物〕  
指定制度の例外として  
引き続き使用可

## 食品衛生法の改正内容

- ・安全性に問題があると判明した  
あるいは
  - ・既に使用実態のない
- 既存添加物については名簿から  
の削除を可能とする。

↓

削除された添加物の使用禁止

濃縮等した成分を錠剤化、カプセル化する等により、通常の食品の一般的な摂取方法とは著しく異なる方法により摂取される食品



一般に飲食に供されてきた食品と同様の食品であるが、その食品によるものと疑われる健康被害が発生



人の健康を損なうおそれがない旨の確証がない

健康被害の態様からみて一般に飲食に供されていなかった物を含む疑い

食品衛生上の危害の発生を防止するため必要

薬事・食品衛生審議会の意見

**食品として販売することを禁止**

(健康増進法第32条の2、第32条の3関係) 平成15年8月29日施

食品として販売されている物について、健康の保持増進の  
効果等に関し、  
    { 著しく事実に相違する }  
    { 著しく人を誤認させる }  
ような広告等の表示をしてはならない。



国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある場合、  
当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の**勧告**(厚生労働大臣)



正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し  
当該勧告に係る措置をとるべきことを**命令**(厚生労働大臣)



命令に従わなかった場合、**罰則**を適用  
(6月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

なお、国民の健康に対する関心の高まりに対応し、健康局長及び医薬食品局長(食品安全部長)の私的懇談会として、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会を開催し、年内を目途に取りまとめる予定

## 食品衛生監視指導指針(国が作成)

- ア 国、都道府県等の監視指導に関する役割などの基本的な方向
- イ 違反状況、危険情報等を踏まえた重点的に監視指導すべき項目などの監視指導の基本的事項
- ウ 検査設備など監視指導の実施体制に関する基本的事項
- エ その他、結果公表、調査研究等監視指導の実施に関する重要事項

### 輸入食品監視指導計画 (国が作成)

- ア 輸出国の食品衛生規制、食品衛生上の問題の発生状況、過去の違反状況等を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等による輸入業者等に対する自主衛生管理の推進
- ウ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

策定・変更に関しては、国民又は住民からの意見を聴取

### 都道府県等食品衛生監視指導計画 (都道府県等が作成)

- ア その地域の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目
- イ 講習会の開催等により、営業者等に対するHACCPの概念の普及啓発、大量調理施設マニュアルに基づいた自主衛生管理の推進
- ウ 食中毒事件が発生した場合の隣接自治体との連絡調整及び国立試験検査機関における検査に必要な連絡調整に係る事項
- エ その他、監視指導結果の公表など監視指導の実施のために必要な事項

計画の実施の状況の公表

# 輸入時検査を取り巻く環境

- ・食品の輸入件数の増加
- ・中国産冷凍ほうれんそう等、規格・基準に違反する輸入食品等の相次ぐ発生



## 食品衛生法の改正内容

### 命令検査の対象食品等の政令指定の廃止

命令検査の対象食品等について、違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるよう、政令指定要件を廃止する。(第26条第1項から第3項関係)

### 輸入食品監視指導計画の策定・公表

輸入食品の検査等の監視指導に関する計画を、国民の意見を聴いた上で策定・公表し、当該計画に従い、監視指導を行う。(第23条、第30条関係)

### 厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設

業者に対する営業禁停止処分については、現在、都道府県知事等に限定されているが、食品等の輸入業者に限り、厚生労働大臣も営業の禁停止処分を実施することができることとする。(第55条第2項関係)

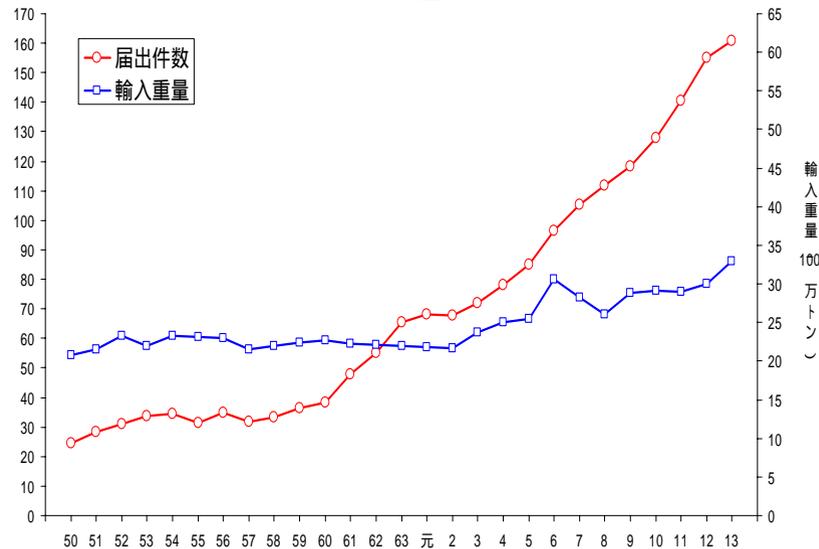
### 指定検査機関の登録制への移行

現在、公益法人に限定されている命令検査の実施機関について、民間の検査機関の参入を可能とする。(第31条から第47条関係)

### モニタリング検査のアウトソーシング

モニタリング検査の試験事務を登録検査機関に委託できることとする。(第28条第4項関係)

年次別輸入・届出数量の推移



～ 輸入時検査手続きの流れ～

事業者の責務の  
明記(法律改正)

都道府県知事等による輸入業者に対する営業禁停止  
**厚生労働大臣も輸入業者に対する営業禁停止が  
できることとする(法律改正)**

輸入業者

食品等輸入の届出

審査

違反の可能性の  
高いもの 全数検査

輸入食品監視指導計画の策定・公表による重点的・効率的な  
監視指導の実施と理解の促進(法律改正)

違反を繰り返す食品の包括的輸入禁止規定の創設  
(平成14年法改正)

公正・中立性や検査能力等の要件を備えることを条件に民  
間法人も参入可能(命令検査・モニタリング検査)

検疫所  
(31か所)

命令検査

・指定検査機関による検査  
**登録検査機関の活用による検査実施体制の充実  
(法律改正)**  
・対象品目の政令指定の廃止による機動的な対応  
(法律改正)

モニタリング検査

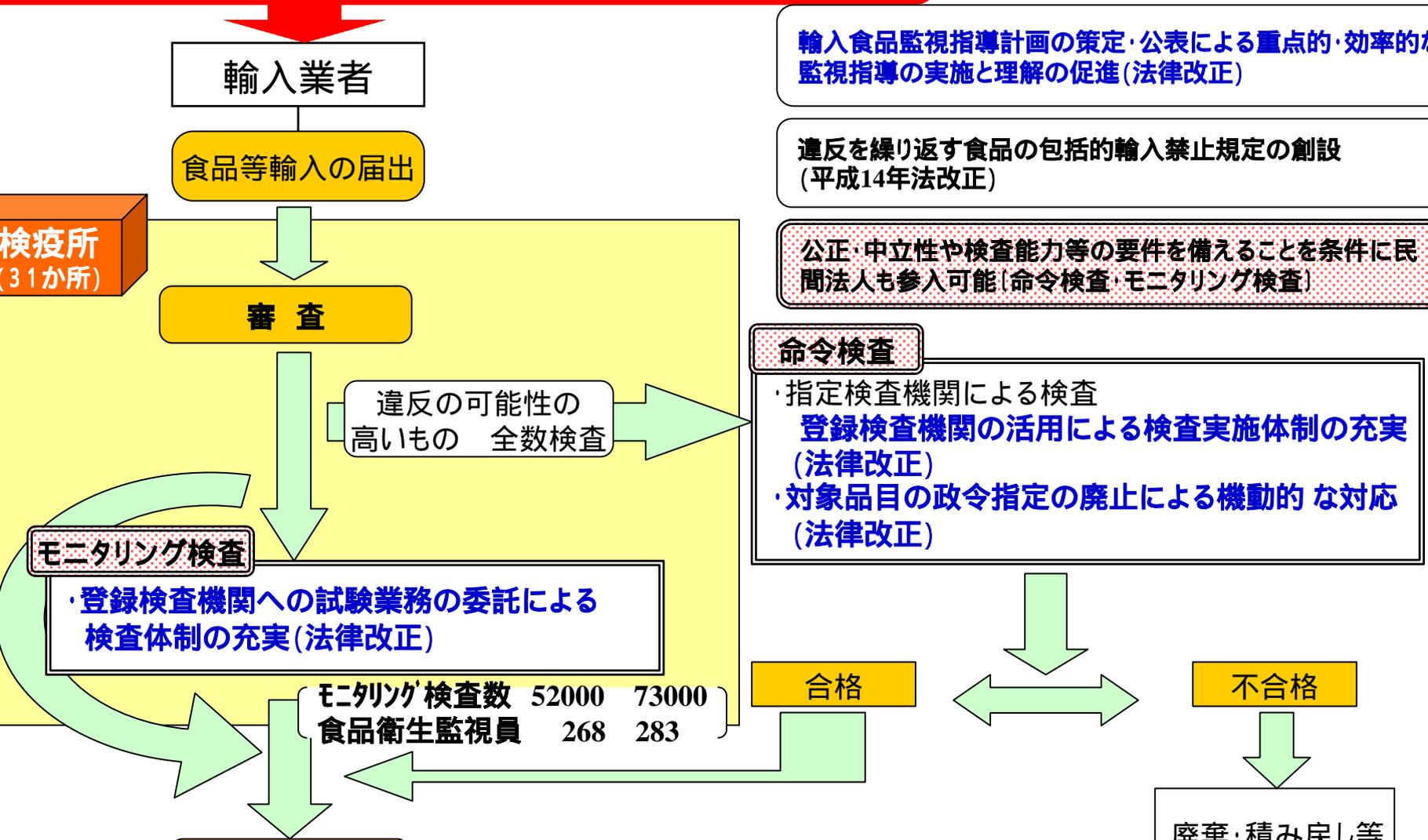
・登録検査機関への試験業務の委託による  
検査体制の充実(法律改正)

モニタリング検査数 52000 73000  
食品衛生監視員 268 283

合格

不合格

廃棄・積み戻し等



一部の輸入食品について違反が相次いで発見されたことから、検査の結果違反が見つからなければ輸入・販売を禁止できないそれまでの仕組みに加え、厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せず包括的に輸入・販売を禁止できる仕組みを導入。

## 検討開始

以下のいずれかの場合、検討開始

**違反食品が相当数発見**( )

輸入食品については、検査命令開始後、直近60件の違反率5%以上の場合

又は

健康被害の発生( )

又は

食品を汚染する恐れがある事態が発生  
原子力発電所事故による大規模な放射能汚染等)

国産食品については、原因不明等により、他の規定による措置を講ずることができない場合に限る。

生産地 製造地等における食品衛生上の  
管理状況の調査・検討

人の健康を損なうおそれの程度等  
を総合的に勘案

食品衛生上の危害の発生を防止するため  
特に必要があると認められる場合

関係行政機関の長の協議

薬事 食品衛生審議会の意見

輸入販売を禁止